

障害者自立支援法の一部改正に伴う北九州都市計画地区計画の修正について

1 修正の理由

地区整備計画における建築物の用途の制限に関する事項について、建築物の用途を特定するために、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の条項を引用している部分があり、障害者自立支援法が一部改正により題名（法律名）が改められたため、地区整備計画の一部修正を行うもの。

2 修正の内容及び修正の期日

曾根地区、青葉台サイエンスパーク、山路松尾町地区及び幸神・岸の浦地区地区計画における地区整備計画の建築物等の用途の制限の規定について、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

なお、障害者自立支援法の一部改正の施行日が平成25年4月1日のため、法律の改正に合わせて地区計画の修正を行う。

(対象地区)

地 区 計 画	地 区
曾根地区	医療生活A地区 医療生活B地区 医療生活C地区
青葉台サイエンスパーク	研究開発・福祉関連施設地区
山路松尾町地区	低層住宅A地区 低層住宅B地区
幸神・岸の浦地区	住宅・利便施設地区

北九州都市計画 地区計画の変更（北九州市決定）（抜 粋）

都市計画曾根地区地区計画を次のように変更する。

名 称	曾根地区地区計画							
位 置	北九州市小倉南区曾根北町及び大字曾根地内							
面 積	約71.0ha							
地区計画の目標	<p>当地区は、都心小倉から南東約8km、北九州市東部に位置する北九州空港移転跡地61haを含む約71haの平地で、新北九州空港や鉄道駅（JR 下曾根駅）や九州縦貫自動車道小倉東インターチェンジに近接した交通の要衝である。地区の東側は、希少な生物の宝庫である曾根干潟が存在し、南側は、農地や住宅地であり、北側では曾根工業団地などの工場群が昭和30年代から継続して操業している。</p> <p>また、当地区は、北九州市基本構想・基本計画において、取り組む住である「いきいきと働く」や「街を支える」の中に位置づけられ、本市の都市計画マスタープランにおいても、「新都市開発拠点」に位置づけられ、今後の発展が望まれている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、交通利便性の高い立地条件と豊かな自然環境を生かし、先端技術産業に代表される「産業」の場を形成するとともに、「環境」との共生の実現の場、さらには、医療・福祉機能を中心とした健康的で充実した生活を営む「くらし」の場を目指した土地利用を進めるものである。</p> <p>また、地区全体を対象として、地区計画の区域を定め、土地利用などの条件が整った地区から詳細な事項を定める地区整備計画を段階的に適用し、きめ細やかなまちづくりを誘導するものとする。</p>							
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区を3区分し、土地利用の方針を次のように定める。また、地区の象徴である緑の軸線を次のように定める。</p> <p>医療生活区域：医療・福祉機能に加え、幹線道路沿いの立地を生かした生活利便施設、事務所などの機能も含めた土地利用を進める。</p> <p>新産業区域：地域への波及効果の高い自動車産業を中心とした新産業拠点の形成を進める。</p> <p>環境保全区域：新産業区域と曾根干潟との緩衝機能を有した緑地などの土地利用を進める。</p> <p>緑の軸線：地区内道路1号線に沿って、植栽が連続する軸線を設ける。</p>						
	地区施設の整備の方針	<p>既存道路との接続を考慮し、区画内道路として、曾根222号線、地区内道路1号線、2号線、3号線を機能的に配置することにより、交通の利便性を確保する。また、地区内道路1号線内には、植栽を設け、連続する緑の軸線を確保する。</p>						
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限など必要な制限を行う。なお、建築物については「北九州市都市計画地区区域の整備、開発及び保全の方針」に即した適切な規模とする。</p>						
地区施設の配置及び規模	道 路	<p>曾根222号線（幅員27m 延長約490m） 地区内道路1号線（幅員16m 延長約1,510m） 地区内道路2号線（幅員16m 延長約460m） 地区内道路3号線（幅員16m 延長約460m）</p>						
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	医療・生活A地区	医療・生活B地区	医療・生活C地区	医療地区	新産業地区
			地区の面積	約6.7ha	約2.8ha	約4.7ha	約5.0ha	約42.0ha
				<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>1 共同住宅（曾根地区地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生活B地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）</p> <p>2 寄宿舎（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は曾根地区地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生活B地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）</p> <p>3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 公共浴場</p> <p>7 診療所又は病院</p> <p>8 老人福祉センタ</p>	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>1 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）</p> <p>2 寄宿舎（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は曾根地区地区整備計画区域内で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。）</p> <p>3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 公共浴場</p> <p>7 診療所又は病院</p> <p>8 老人福祉センタ</p>	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅</p> <p>3 寄宿舎（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は曾根地区地区整備計画区域内で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。）</p> <p>4 集会所又は公民館</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所又は病院</p> <p>7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>9 事務所その他これに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p>	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>1 病院</p> <p>2 共同住宅及び寄宿舎（前号の建築物に従事する者の居住の用に供するものに限る。）</p> <p>3 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする</p> <p>1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第2項に規定する集積業種として指定する業種の工場又は研究所</p> <p>2 流通業務の総合化及び効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第2項に規定する認定総合計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫業を営む倉庫又は営業所</p> <p>3 寄宿舎（新産業地区で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る）</p> <p>4 調査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>5 前各号の建築物に付属するもの</p> <p>6 その他、新産業地区の土地利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める建築物</p>